

公 告

【注意事項】

※愛知県が発注する工事であっても担当する局により参加要件等が異なる場合がありますので、本入札に参加を希望する者は本公告を熟読して申込をすること。

※本公告の記載内容に不明な点がある場合には、必ず愛知県西三河水道事務所管理課まで問い合わせること。

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年10月1日

愛知県西三河水道事務所
所長 石 塚 友 和

1 対象工事の概要

(1) 工事名

豊田幹線F S（緑）分岐管移設工事

(2) 路線等の名称

豊田幹線F S（緑）分岐管

(3) 工事場所

豊田市緑ヶ丘地内

(4) 工期

契約の翌日から令和9年3月15日まで

(5) 工事の概要

金抜設計書を参照すること。

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金 13,024,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 1,184,000 円）

イ 失格判断基準 無 、 最低制限価格 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法は、愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領によるものとします。

（<https://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「企業庁 入札・契約関係情報」参照）

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書のうち内訳表、明細表及び単価表に明示された条件及び数量を優先してください。

エ 入札の回数は 1 回とします。入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

(8) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

- (1) 土木工事業及び水道施設工事業について、愛知県企業庁が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 令和８年度及び令和９年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県知立建設事務所管内又は愛知県豊田加茂建設事務所管内にあり、当該営業所で土木工事業及び水道施設工事業を営んでいること。
 なお、「営業所」とは、建設業法第３条に規定する営業所をいいます（以下同じ）。
 また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た主たる営業所をいいます（以下同じ）。
- (3) 令和８年度及び令和９年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において認定された土木工事業の総合点数が８８０点以上であること。
- (4) 元請として、過去１５年間（平成２３年４月１日から入札参加申込書を提出する前日まで。）に、次に掲げる工事を完了・引渡しした実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が２０％以上の工事に限ります。また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の１者が元請としての施工実績を有していること。

【施工実績】

水道又は工業用水道管の布設工事

- (5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (6) 入札参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 入札参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年６月２９日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第９条の２第２項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７

- 条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- ア「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。
- 株式会社大增コンサルタンツ
- イ「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者です。
- (ア) 資本関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (11) 愛知県企業庁が発注した土木工事業及び水道施設工事業に係る工事について、愛知県企業庁工事請負業者選定要領第4条第6項に基づく非指名措置を受けている場合は、入札参加申込書の提出日までに、指名しないこととしている期間が満了していること。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化をしておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム(CALS/E C)の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県西三河水道事務所

住所 安城市住吉町茅原8-2 (郵便番号466-0072)

電話 0566-98-5651

電子メール nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和8年10月1日(木)午前9時から令和8年10月19日(月)午後5時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書(愛知県西三河水道事務所長あてとし、代表者名によるもの。様式自由)を郵送、電子メール又は持参により受付期間内必着で提出してください。

なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(9)のとおりです。(以下同じ。)

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和8年10月2日(金)午前9時から令和8年10月8日(木)午後5時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム(CALS/E C)の「入札情報サービス」におい

て、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

【掲載期間】

令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月19日（月）午後5時まで

4 入札参加申込書の提出期間等

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。

なお、入札参加申込書については、圧縮ファイル（ZIP形式）を使用して、1つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは1MB（メガバイト）以下でなければ、受け付けることができませんので注意してください。

また、入札参加申込書及びその他必要な書類の様式等については、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

【アドレス】

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 入札参加申込書の提出期間

令和8年10月1日（木）午前9時から

令和8年10月7日（水）午後5時まで

なお、上記の期限までに入札参加申込書を提出していない者は、入札に参加することができません。

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和8年10月16日（金）午前9時から

令和8年10月19日（月）午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

6 開札予定日時及び開札場所

- (1) 開札予定日時

令和8年10月20日（火）午前9時

- (2) 開札場所

3(1)アに同じ。

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。）第159条（入札の無効）及び愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1(6)アの予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に事後審査に必要な書類（審査に必要な添付資料を含む。）を郵送、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

3(2)ア(ア)に同じ。

イ 提出部数

1部

ウ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は、(2)の「開札日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

エ その他

(ア)提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ)提出された書類は申請者に返却しません。なお、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

(3)事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、その旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に書面で回答します。

10 契約書作成の要否

要

11 契約保証金等

(1)落札者は、財務規程第132条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

(2)落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3)契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券(利付き国債又は愛知県公債)の提供

イ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証

(4)(1)から(3)に掲げる契約の保証は契約の締結までに付さなければなりません。

12 支払条件

愛知県企業庁公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払及び部分払を行います。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)アに同じ。

14 特定の不法行為に対する措置

(1)本件契約に関し、談合、贈賄等不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。

(2)本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(3)契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置(以下「排除措置」という。)の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

(4)本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5)本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求す

ることがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 入札参加申込書、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1(4)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (7) 業種ごとに、過去2カ年度の愛知県企業庁発注の工事成績に60点未満があった場合、一定期間（最長6か月）入札に参加できないことがあります。
- (8) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (9) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約を希望する場合は（別紙1）電子契約利用申込書により、入札参加申込書提出時に併せて提出してください。
- (10) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
3(1)アに同じ。

(別紙1)

電子契約利用申込書

令和 年 月 日

愛知県西三河水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記入札において、電子契約を希望します。

記

- 1 開 札 日 令和8年10月20日(火)
- 2 工 事 名 豊田幹線F S (緑) 分岐管移設工事
- 3 路線等の名称 豊田幹線F S (緑) 分岐管
- 4 工 事 場 所 豊田市緑ヶ丘地内

なお、愛知県企業庁と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、以下のとおりです。

担当者名 _____ 電話 _____
メールアドレス _____

契約締結承認者 役職 _____ 氏名 _____
メールアドレス _____

＜電子契約の留意事項＞

電子契約を希望する場合は、次の留意事項を了承したものとみなします。

- ・メールアドレスについては、それぞれ異なるメールアドレスを記入してください。
なお、担当者と契約締結承認者が同一の場合は、契約締結承認者のみ記入してください。
また、権限のある方が確認される場合は、部署等のメールアドレスでも構いません。
- ・共同企業体として入札に参加する場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとにメールアドレスが必要となりますので、上記記入欄に適宜追加してください。
- ・フリーメールアドレス（Gメール等）は利用できません。
- ・電子契約を希望した場合であっても、契約締結予定日までに電子契約サービスを利用した承認が困難な場合は、紙の契約書（印紙必要）に切り替える場合がありますので、ご了承ください。
- ・電子契約の利用状況について、愛知県からアンケート調査を依頼する場合があります。その際はご協力の程、宜しくお願いいたします。

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|-------------------------|--------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 豊田幹線F S (緑) 分岐管移設工事 |
| 2 | 路 線 等 の 名 称 | 豊田幹線F S (緑) 分岐管 |
| 3 | 工 事 場 所 | 豊田市緑ヶ丘地内 |
| 4 | 工 期 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和 9年 3月 15日 |
| 5 | 請 負 金 額 | 金 円 |
| | うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 円 |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 必要とする |
| 7 | 前払金支払限度額 | 前払金支払限度額は、金 円とする。 |
| 8 | 契約不適合責任期間 | 引渡しを受けた日から通水後2年を経過した日まで。 |

上記の工事について、発注者愛知県と請負者 〃 〃 〃 とは、別添条項によつて請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため契約書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 安城市住吉町茅原8-2
愛知県
代表者 愛知県西三河水道事務所
所長 石 塚 友 和

請 負 者